

平成17年6月22日

文部科学省 御中

教員養成分野における専門職大学院の活用の件

規制改革・民間開放推進会議 教育ワーキンググループ  
主査 草刈隆郎

去る6月6日(月)の教育ワーキンググループには、ご多忙の折、ご出席をいただき、ありがとうございました。

標記の件に関しては、同ワーキンググループの席上でもご説明いただいたところですが、中央教育審議会教員養成部会において「専門職大学院ワーキンググループにおける審議経過(素案)」が同日発表されていたにもかかわらず、それに言及がなく、加えて資料請求に対しても適時に対応がなかったことは遺憾であり、改めて下記について文書にてご回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、追って公開ヒアリングを実施させていただきたいと考えております。

記

経済財政諮問会議有識者議員提出資料「今後の教育改革」(平成16年12月20日)及び当会議「文部科学省の義務教育改革に関する緊急提言」(平成16年11月30日)においては、教員養成専門職大学院の設立を検討する際には、他分野からの参入障壁にならないようにすべきであり、専門職大学院の修了を教員免許や教員採用の優遇条件とすることは厳に慎むべきとしているところである。

一方、上述の「審議経過(素案)」(6月6日)によると、同日の当ワーキンググループにおける説明振りとは異なり、専門職大学院修了者を採用及び給与面で優遇する方向で具体的な検討が進むのではないかという懸念を抱かざるを得ない。当ワーキンググループとしては、教員の質の向上には、社会経験等を有する人材の活用拡大など、教員の多様化が極めて重要な課題であると考えているが、上記のような優遇が行われた場合、むしろ我々の主張に逆行して、

教員となる道を狭めることになりかねないと懸念するが、貴省の見解をご教示願いたい。また、本件についての具体的な検討経緯及び検討の現状、並びに関係各方面との調整状況についてご教示願いたい。

(参考)

「専門職大学院ワーキンググループにおける審議経過(素案)」

(6/6WG資料)P15～16

(4) 修了者の処遇等について

修了者の処遇

修了者の処遇について、どう考えるか。例えば、次のような取扱いは、どう考えるか。また、制度的な措置を講ずるのか、あるいは、実績を見ながら、各教育委員会等による主体的な対応を期待するのか。

- ・ 修了者のうち新人教員について、一定の条件の下に、通常より簡便な方法による採用選考を行う。
- ・ 修了者について、給与面で処遇する。

恐れ入りますが、6月24日(金)までに回答をいただきたく、お願い致します。また、提出された回答は、ホームページ等において公開させていただきます。

以上

本件連絡先  
内閣府規制改革・民間開放推進室  
教育WG事務局  
(電話：5501-2822)